

2010  
10  
No.770

社会保険

# にいがた



▲紅葉とSLばんえつ物語号(阿賀町)

## Contents

- 退職後継続再雇用時の取扱いが変更となりました
- 協会けんぽからのお知らせです
- 社会保険事務講習会・年金シニアライフセミナー開催のご案内

電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください

イイロウゴ

ねんきんダイヤル **0570-05-1165**

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/> 協会けんぽホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>  
財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページ <http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/>

【職場内で回覧しましょう】

# 退職後継続再雇用時の取扱いが変更となりました。

(60歳から64歳までの年金を受け取る権利のある方が対象です)

年金を受け取る権利のある60歳から64歳までの方が退職後、継続して再雇用された場合、再雇用された月から、再雇用後の給与に応じた標準報酬月額に決定できることになりました。  
(平成22年9月1日から)

## これまでの取扱い

厚生年金保険に加入している方が退職後、それまで勤めていた事業所に引き続き再雇用され、これに伴い給与が著しく変動した場合でも、原則として引き続いて厚生年金保険に加入することから、月額変更届により、給与変更後から4ヵ月目に標準報酬月額を改定していました。

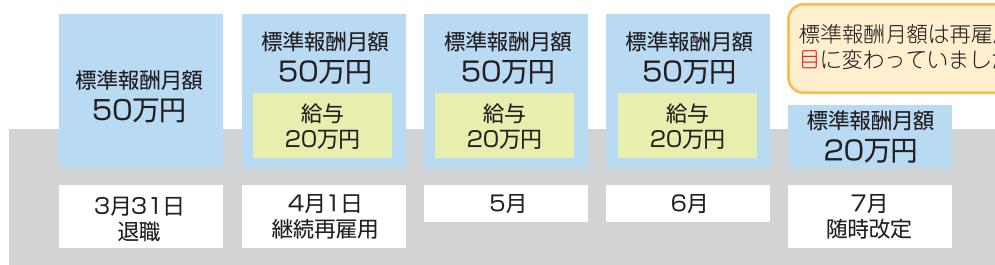
ただし、60歳から64歳までの年金を受け取る権利のある方が定年による退職後に継続して再雇用された場合に限り、被保険者資格喪失届及び資格取得届を同時にご提出いただき、再雇用された月から、再雇用後の給与に応じて標準報酬月額を決定していました。

## 平成22年9月1日(平成22年8月31日退職者)からの取扱い

高齢者の継続雇用をさらに支援していくため、この取扱いの対象を定年退職の場合だけではなく、60歳から64歳までの年金を受け取る権利のある方が、退職後に継続再雇用される全てのケースに拡大されることになりました。

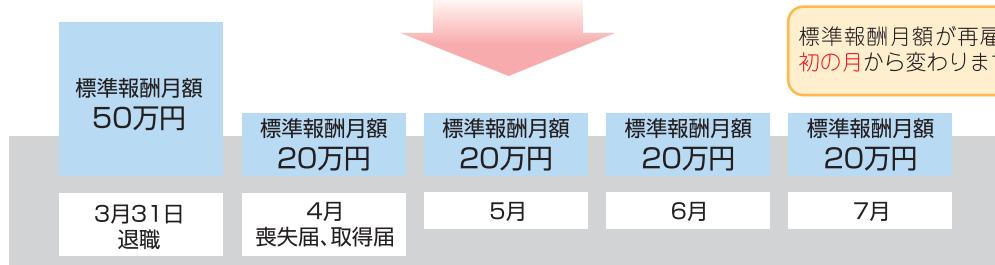
【事例】3月31日に定年に達する前に退職した年金受給権者の方が、4月1日に同じ会社に再雇用され、かつ給与が50万円から20万円となった場合

これまでの定年退職



これまで定年退職に限り、被保険者資格喪失届と被保険者資格取得届を同時に提出していただくことにより再雇用後の給与に応じた標準報酬月額を決定していました。

平成22年9月1日より実施



定年退職以外の退職の方にも取扱いを拡大し、被保険者資格喪失届と被保険者資格取得届を同時に提出していただくことにより標準報酬月額の決定を行います。

※このページで不明な点がありましたら、年金事務所へお問い合わせください。

## 手続きについて

事業主様から該当する方の厚生年金保険等の被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を同時にご提出いただくことになります。

その際に退職したことがわかる書類（就業規則や退職辞令の写しなど）と再雇用されたことがわかる雇用契約書の写しの両方を添付願います。この両方の書類がない場合は事業主様の証明書でも構いません。なお、定年退職後再雇用となる方も同じ取扱いとなります。



## よくいただく述べます

**Q** この取扱いは、正社員に限定されますか？

**A** この取扱いは、正社員の方に限定されるものではなく、厚生年金保険等の被保険者に対するお取扱いとなります。そのためパートタイマーやアルバイトなどで厚生年金保険等の被保険者となっている方も対象となります。

**Q** 法人の役員が60歳以降に退任し、引き継ぎ嘱託職員として再雇用された場合であっても対象となりますか？

**A** 法人の役員が特別支給の老齢厚生年金の受給権者（60歳から64歳までの厚生年金を受け取る権利のある方）である被保険者であれば同様の取扱いとなります。

なお、この際の添付書類は「役員規定、取締役会の議事録などの役員を退任したことがわかる書類及び退任後継続して嘱託職員として再雇用されたことがわかる雇用契約書」又は「事業主様の証明」になります。

**Q** この取扱いは、定年制の定めのある事業所においては、定年前に退職された方に限定されますか？

**A** 定年制の定めのある事業所において定年退職以外の理由で退職した後、継続して再雇用された場合であれば対象となります。

例えば、定年が61歳と定められている事業所において、定年後継続して2年間再雇用された後、退職し、さらに継続して1年間再雇用された場合も対象となります。

**Q** 60歳から64歳以外の方が退職後、継続再雇用された場合も対象となりますか？

**A** この取扱いは60歳から64歳までの年金を受け取る権利のある方が対象となります。これらの方以外については、資格喪失届と資格取得届を同時に提出するのではなく、月額変更届により、給与の著しい変更のあった月から4カ月目に標準報酬月額が改定となります。

**Q** 退職したことがわかる書類や雇用契約書などがない場合の事業主様の証明とはどのような書類ですか？

**A** 特に様式は指定しませんが、退職された日、再雇用された日が記載されているもので、事業主が押印されている書類になります。

# 協会けんぽからのお知らせです

(全国健康保険協会)

## ケガで医療機関にかかったとき

### ケガにより保険証を使用した場合にその原因を確認しています

健康保険（協会けんぽ）では、私用中のケガや病気を対象に給付を行います。仕事中のケガなどは労災保険が給付を行い、また、他人の行為でケガを負わされ、保険証を使用して治療をした場合は、協会けんぽが支払った分の医療費を、相手方に賠償請求することになります。

このことの確認ため、骨折・打撲等、外傷性のケガで保険証を使用して治療を受け、医療機関から協会けんぽに請求があった場合<sup>\*</sup>は、ケガの原因を確認するための文書「負傷原因の照会について・負傷原因届（回答票）」をお送りしておりますので、必ず回答票のご返送をお願いいたします。

回答票をいただいた後に、その内容により別途届出が必要となる場合があります。（下の表をご覧ください）

その際は改めて協会けんぽから届出のご案内をいたしますので、ご提出をお願いいたします。

\*加入者の皆様が医療機関で保険証を使用すると、約3ヶ月後にレセプトと呼ばれる診療の明細書によって医療費の請求（自己負担が3割の場合は7割分の請求）が協会けんぽに届きます。

	原 因	回答票	協会けんぽへの届出	医療給付
仕事中	①ケガ全般(通勤途中を含む)	要	不要	労災保険(届出が必要です)
私 用	②交通事故(相手あり・自損とも)	要	要	協会けんぽ
	③他人からの行為によるケガ	要	要	協会けんぽ
	④相手がいないケガ	要	不要	協会けんぽ



- 協会けんぽから負傷原因の照会文書をお送りするには、医療機関からの請求時期の関係で約3ヶ月～4ヶ月ほどかかることがあります。  
特に上記②、③の場合で保険証を使って治療を受けようとする際は、その後のお手続きがございますので、事前に下記のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 医療機関で治療を受けられた際に、医師へケガの原因をお話しされている場合でも、医療機関からの請求の中にはプライバシー保護の観点から、その原因是記載されていないため、請求を受けた協会けんぽがご本人様へ照会を行っています。

上記にかかるお問い合わせは **【レセプトグループ】TEL.025-242-0263**

### 健康保険の資格を喪失したときは保険証を使用することができません

加入者（ご本人）が退職・転職したときや、被扶養者となられているご家族の方が就職や結婚などにより扶養から外れたときは保険証を使用することができません。

資格喪失後の保険証は事業所様が回収のうえ、速やかに（5日以内）日本年金機構まで届出と併せてご返却ください。

使用できない保険証で受診された場合は、協会けんぽで支払った分の医療費（7割～9割）を返還していただくことになりますのでご注意ください。使用できない保険証で1日でも医療機関へ受診されたときは、速やかにその後に加入した健康保険の状況を医療機関にご連絡願います。

※なお、返還いただいた医療費は、受診日に加入されている保険者（保険証の発行元）から給付を受けられる場合があります。詳しくは加入されている保険者にお問い合わせください。

- ①退職などによる資格喪失  
②被扶養者（異動）届  
扶養からの削除

- ①資格喪失届  
②被扶養者（異動）届 + ●保険証 ●高齢受給者証  
●限度額適用認定証  
●特定疾病療養受領証 } お持ちの方のみ

日本年金機構新潟事務センター（年金事務所）へ提出

協会けんぽ新潟支部 TEL.025-242-0260 (代表) ☎950-8613 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル3階

協会全体のホームページ [協会けんぽ](#)

検索

新潟支部のホームページ [協会けんぽ新潟支部](#)

検索



健康の保持増進を図ることを目的とした、恒例の「佐渡を歩こう元気ハツラツ健康ウォーク！」。本年は9月26日(日)に佐渡市真野地区において開催いたしました。

前日までの不順な天候続きの日々から一転して、当日は過ごしやすい気温と青空もさわやかな秋晴れで絶好のウォーキング日和となりました。

大膳神社の能舞台をスタートし、世尊寺一阿仏房妙宣寺一国分寺一真野御陵と真野地区の歴史文化に触れ、天候のために稻刈りが遅れ気味でまだ稻穂を湛えた田園や、真野湾を望む豊かな自然の中、ゴールの真野公園野外ステージまでの約7.0kmのコースを参加者の方それぞれのペースでウォーキングを楽しみました。

ゴール地点では、「佐渡おけさ」や「鬼太鼓」といった伝統芸能もアトラクションとして行われ、「完歩証」番号による抽選会では、宿泊券をはじめ、

各種景品が当選者に贈られ大いに盛り上がって締めくくりとなりました。

参加者の皆様、ご参加いただきありがとうございました。また、お疲れさまでした。今後もウォーキングなどを通じた常日頃の運動を心がけてみてください。

開催にあたりご支援、ご協力いただきました佐渡市、社会保険委員会佐渡支部の皆様ありがとうございました。



準備運動

## 11月の年金相談のご案内

相談は予約制となります。予約なしの相談も可能ですが、予約の方を優先させていただきます。

会 場	相談日	時 間 (予約可能な相談時間)	会 場	相談日	時 間 (予約可能な相談時間)
佐 渡 中 央 会 館	17(水)	13:30~16:30 (13:30~16:10)	柿 崎 商 工 会	17(水)	10:00~15:00 (10:00~14:30)
両 津 地 区 公 民 館	18(木)	9:00~11:30 (9:00~11:00)	阿 賀 野 市 水 原 公 民 館	17(水)	10:00~14:00 (10:00~14:00)
小 木 町 商 工 会	18(木)	8:50~11:00 (8:50~10:30)	村 上 市 役 所	10(水)	10:00~15:00 (10:00~14:30)
小 出 商 工 会	17(水)	10:00~15:00 (10:00~14:30)		24(水)	10:00~15:00 (10:00~14:30)
糸 魚 川 市 役 所	10(水)	10:00~15:00 (10:00~14:30)	十 日 町 地 域 地 場 産 業 振 興 セン ター (ク ロ ス 10)	11(木)	10:00~15:00 (13:00~14:30)
	24(水)	10:00~15:00 (10:00~14:30)		25(木)	10:00~15:00 (13:00~14:30)

朱書きの時間は、相談の予約が可能な時間帯です。

- 年金の相談・照会等には、年金手帳（基礎年金番号通知書）・年金証書等を持参してください。
- 予約による相談を希望する方は、出張相談所を主催する年金事務所へ事前に電話予約をしてください。

※上記の年金相談でご不明な点がありましたら、年金事務所へお問い合わせください。

## 社会保険事務講習会開催のご案内

参加料無料

社会保険事務を担当している皆さまへ

12月は次の日程で事務講習会を開催します。多数の参加をお待ちしています。

開催日	開催時間	会場	所在地	定員
12月 1日(水)	午後1時30分～午後4時	ワークプラザ柏崎	柏崎市田塚3-11-50	40名
12月 2日(木)		上越市市民プラザ	上越市土橋1914-3	60名
12月 9日(木)		三条・燕地域リサーチコア	三条市須頃1-17	48名
12月10日(金)		新発田市生涯学習センター	新発田市中央町5-8-47	48名
12月13日(月)		ハイブ長岡	長岡市千秋3-315-11	70名
12月14日(火)		サンライズ南魚沼	南魚沼市坂戸399-1	50名
12月15日(水)		クロスパルにいがた	新潟市中央区礎町3ノ町2086	70名

### お申込み方法

事業所名・参加者名・参加会場を記入し、FAXにてお申し込みください（電話によるお申し込みも可能です）

財団法人 新潟県社会保険協会 | TEL.(025)240-5337 FAX.(025)290-3201

## 年金シニアライフセミナー開催のご案内

豊かで生き生きとした人生を送るために、年金制度を知って、生きがい、あるいはライフプランについて考えてみませんか。以下の4会場での開催です。詳しくは9月号でご案内したチラシまたはホームページをご覧ください。

ただ今  
参加者  
募集中

10月30日(土) 上越市市民プラザ  
上越市土橋1914-3

11月 6日(土) ホテル坂戸城  
南魚沼市坂戸292-4

11月14日(日) ハイブ長岡  
長岡市千秋3-315-11

11月27日(土) 新潟ユニゾンプラザ  
新潟市中央区上所2-2-2

冬期  
限定

夜遊湯  
プラン

平成22年 12/1～3/31 (但し12月30日～  
平成23年 23年1月3日は通常料金です)  
土曜日を除く

友だち、家族で語らいを！

- 1室3名様以上のご利用
- 1泊2食／料理6品付

5,900円(税込)

『ナノミストサウナ』を設置。



閑静なたたずまい・落着いた10室

お申し込み・お問い合わせはお気軽に

瀬波保養所 松風荘

〒958-0037 村上市瀬波温泉2-4-29 電話 0254-53-3086

社会保険協会では、社会保険労務士による社会保険相談所を開設しています

- 五泉商工会議所[五泉市郷屋川1-2-9]……………毎月第3水曜日（10:00～15:00）
- 小千谷商工会議所[小千谷市本町2-1-5]……………毎月第2水曜日（10:00～15:00）
- 阿賀町役場[東蒲原郡阿賀町津川580]……………毎月第3水曜日（10:00～15:00）

※五泉商工会議所は予約制です。 予約連絡先 TEL.0250-43-5551

※当年金相談は年金記録・年金見込額の即日回答はできませんのでご了承願います。

健康づくり  
標語コンクール銀賞作品

健康は 自分で知って 自分で守ろう

平成二十二年十月十五日発行  
発行所 財団法人新潟県社会保険協会  
電話〇二五一二四〇一五三三七  
〒950-0087 新潟市中央区東大通一一一五  
北越第一ビルディング六階